

岐阜県立不破高等学校 各種証明書の発行について

1 卒業証明書等交付手数料の徴収について

本校を卒業や退学した方に各種証明書を交付する際、交付手数料を納付していただいております。

ただし、在校生の方については、無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

卒業証明書、修了証明書、調査書、学業成績証明書、単位修得証明書、その他学業等に関する文書

3 手数料の額

いずれの証明書も、1通につき300円です。

4 納付方法

岐阜県収入証紙により納付していただきます。

なお、令和3年7月1日より、県の区域外に居住する等の理由により証紙の売りさばきを受けることが困難であると認められる者（以下「県外居住者等」という。）が、郵便又は特定信書便事業者による信書便（以下「郵便等」という。）で申請する場合については、現金又は無記名の定額小為替証書による納付も可能となりました。あらかじめ電話又はメール（以下「電話等」という。）によりご相談ください。

5 申請方法

学校休業日を除く毎日9時00分から16時00分まで事務室で受け付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなど、やむを得ない場合は、代理人による申請や郵送による申請を受け付けます。郵送による申請の場合は、簡易書留等追跡可能な方法で送付してください。

証明書の発行には時間を要しますので、申請する際は、必要な証明書の種類、枚数などをあらかじめ電話等により連絡してください。

なお、書類を受理した後は、証明書が不要となった場合でも書類及び手数料の返却はできませんので、注意してください。

申請時にご用意いただく書類は、次のとおりです。

○申請に必要なもの

- ① 証明書交付申請書
- ② 手数料（1通あたり 300 円 岐阜県収入証紙は申請書に貼付）
[県外居住者等が郵便等で申請する場合]
 - ・現金で納付される場合は、申請書とあわせ現金書留で送付してください。
 - ・定額小為替証書で納付される場合は、定額小為替証書の指定受取人欄等はすべて空欄（無記入）のまま送付してください。
- ③ （代理人申請の場合）委任状
- ④ 本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
 - ・代理人申請の場合は代理人の本人確認書類とします。
 - ・郵送により申請する場合は、コピーを申請書に同封してください。
- ⑤ （証明書を郵送で受け取る場合）返信用封筒
 - ・返信用封筒には申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。
 - ※速達や簡易書留での返送を希望する方は、必要額を加算してください

※個人情報の取扱いについて

本校が証明書の交付手続きにより取得した個人情報については、証明書発行に伴う本人確認及び申請内容に関する本人への問合せのために利用します。これらの個人情報については、上記に明示する利用目的にのみ使用し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。

6 申請書様式等

証明書交付申請書、委任状の様式は、本校事務室に備え付けておりますが、こちらからもダウンロードできます。

なお、遠隔地の方でダウンロードができない場合は、郵送で送付いたします。

【様式】

- ・証明書交付申請書（PDF ファイル／118KB）
- ・委任状（PDF ファイル／45KB）

7 岐阜県収入証紙について

岐阜県収入証紙の販売所は、以下のページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

なお、本校最寄りの販売所は以下のとおりです。

- (1) 西濃県事務所（住所：大垣市江崎町 422—3 TEL：0584-73-1111）
- (2) 大垣共立銀行垂井支店（住所：不破郡垂井町 1302 TEL：0584-22-1111）

8 定額小為替証書について※県外居住者等が郵便等で申請する場合のみの取扱いとなります。

- ・ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口でお求めいただけます。
- ・額面は12種類あります。証明書発行手数料額ちょうどになる組合せをお求めください。
- ・額面にかかわらず、定額小為替証書1枚につき100円の料金が別途必要です。
- ・定額小為替証書の受取人欄等に何も記入しないでください。
- ・定額小為替証書と定額小為替払渡票は切り離さないでください。
- ・定額小為替金受領書は、申請された証明書が届くまでお手元で保管してください。
- ・詳しくは、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局の窓口でお尋ねください。

9 申請書送付先・問合せ先

〒503-2124 不破郡垂井町宮代 1919-1

岐阜県立不破高等学校

電話（代表） 0584-22-1002